

夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて  
民法における差別的規定の速やかなる改正を求める会長声明

2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条について、憲法第13条（人格権）、同第14条（法の下での平等）、同第24条（婚姻における個人の尊厳と両性の本質的平等）のいずれにも違反しないと、その理由として、婚姻の際「氏の変更を強制されない自由」は憲法上保障されていないこと、夫婦同氏の強制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、婚姻前の氏を通称として使用することが広まることにより不利益が緩和され得るので個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らし合理性を欠く制度であるとは認められないことなどを挙げた。

しかしながら、個人の氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるところ、夫婦同氏の強制は、婚姻に際して姓を変更したくない者に対しても姓の変更を強いており、しかもわが国における実態をみると、改姓する者の96%以上が女性であり、女性の社会進出が進む中、改姓によって多くの女性が社会生活上不利益を受けている。民法750条は、憲法第13条が保障する人格権、同条及び同第24条第2項が保障する個人の尊厳、同条第1項及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条第1項及び同第24条2項が保障する平等権を侵害し、女性差別撤廃条約第16条第1項（b）が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項（g）が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」にも反するものである。

今回の判決においても、5名の裁判官（3名の女性の裁判官全員を含む。）が、民法第750条（夫婦同氏の強制）について憲法第24条に違反するとの意見を述べた。そのうち岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官及び山浦善樹裁判官が同調）は、夫婦同氏の強制によって個人識別機能に対する支障や自己喪失感等の負担がほぼ妻に生じており、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さ、事実上の圧力など様々なものがあるとし、夫婦同氏に例外を設けないことは、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示している。

一方、上記同日、最高裁判所大法廷は、女性だけに6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、100日を超える部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとして、憲法第14条1項及び同第24条2項に違反するとの判断を示した。

民法第733条を憲法違反とした点は、当会の従前の主張と合致するものであるが、し

かし女性のみにも再婚禁止期間を設けることは、その期間を100日に短縮したとしても必要最小限にしてやむを得ないものとはいえない。

今回の判決における鬼丸かおる裁判官の意見も、同規定について性別による不合理な差別であるとし、山浦善樹裁判官の反対意見も、DNA検査技術の進歩により生物学上の父子関係を科学的かつ客観的に明らかにすることができるようになったことを踏まえ、立法目的を達成する手段として再婚禁止期間を設ける必要性は完全に失われているとし、いずれも、同規定の全部が違憲無効であると説示している。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別氏制度の導入を答申した。また、国連の自由権規約委員会は、婚姻年齢に男女の差を設ける民法第731条及び女性のみにも再婚禁止期間を定める民法第733条について、女性差別撤廃委員会はこれらの各規定に加えて夫婦同氏を強制する民法第750条について、日本政府に対し重ねて改正するよう勧告を行ってきた。法制審議会の答申から19年、女性差別撤廃条約の批准から30年が経つにもかかわらず、国会は、上記各規定を放置してきたものである。例外を許さない夫婦同氏制を採用する国は今や日本以外にほとんど見あたらないという状況である。

今回の上記2つの判決における山浦善樹裁判官の反対意見も、民法750条については上記法制審議会の答申以降相当期間を経過した時点において、民法第733条については遅くとも平成20年の時点において、憲法の規定に違反することが国会にとっても明白になっていたと指摘し、立法不作為は違法の評価を受けるとしている。

当会は、日本国憲法が定める個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した家族法を実現するため、国に対し、民法第750条（夫婦同氏の強制）及び同第733条（再婚禁止期間）並びにこれらの各規定とともに法制審議会にて改正が答申され、国連の自由権規約委員会及び女性差別撤廃委員会から勧告がなされている同第731条（婚姻適齢）を速やかに改正することを改めて強く求める。

2015（平成27）年12月22日

宮崎県弁護士会

会長 町元 真也

